

加入光ファイバ接続料の在り方について

- これまでのヒアリングでご説明したとおり、接続料の算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、モラルハザード的な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる。
また、競争促進の観点からも、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者が新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、接続事業者間のみならず設備構築事業者との間の公正な競争を歪め、結果として既存事業者との間のスイッチング競争を助長することとなる。
したがって、当社としてこうした光の新規需要拡大に寄与しないような見直しを実施する考えはない。
- 当社としては、光の新規需要を拡大し、利活用を促進するためには、光のトータルコストを削減し、接続料をはじめとする料金の低廉化を進め、従来からの「設備競争」や「接続」による公平な競争を確保・推進するとともに、「光コラボレーションモデル(光サービス卸)」を促進していくことが必要であると考えている。これらにより、多様な事業者による多様な形での新規参入が促され、新たな付加価値競争を通じ**業界全体で需要創出**が図られるものと考えている。
- 当社は、**企業努力による更なる効率化・費用削減**はもとより、光のエリアについて概ね展開し終えたことを踏まえ現在検討している**償却方法の定率法から定額法への見直し**も含め、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、接続事業者等とともに光の新規需要拡大に努めていく考え。仮に来年度から定額法に移行すれば、来年度以降の接続料は段階的に下がり、新たな需要創出を前提とした大胆な推計では2019年度にはコスト把握の精緻化と合わせて主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み。
- なお、**万が一接続料が過渡的に上昇する可能性があるならば**、例外措置として、既存の接続事業者や設備構築事業者との間の公平性に配慮しつつ、「**接続**」による新規参入事業者に対する**一定の配慮**をすることにより、**接続料の上昇抑制措置**を検討する考え。